

「国の専権」に抗してふるさとを守った人たち



I LOVE いしがき HP



I LOVE いしがき FB

I Love いしがき FB ページ 2019年5月11日投稿

八重山川平に生まれる。
戦時中、川平部落会長として、食糧調達や軍事施設構築のための徴用などで、軍と住民の間で苦勞する。川平住民の宮崎への疎開を撤回させた。戦時中の克明な口話を残している。



大田静男著「八重山の戦争」

南山舎、1996より

石垣市議会の陸自配備に関する特別委員会で、住民投票は必要ないと言う人たちの「論拠」の一つが、「国防は国の専権事項だから一地方の住民投票にはなじまない」ということです。

しかし、日本国憲法、地方自治法にそんなことは書いてありません。他方、地方住民の自治の権利は、しっかり書かれています。ですから、政府・防衛省でさえ、「配備は国の専権事項」などと唱えたことはありません。

石垣市の自治基本条例も、「市は、国及び沖縄県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること」（第3条の2）を、基本理念のひとつとしています。

けれども、戦前は違いました。大日本帝国憲法は、「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」（第11条）と定め、軍事は国（天皇）の専権事項とみなされていました。他方、地方自治については何の定めもなく、権利として認められていませんでした。特に戦争が始まると、この専権は、「軍命」という形で暴威を振るい、強制疎開による戦争マラリアのような厄災をあちこちで引き起こしました。

でも、そんな時代にも、国の専権に敢然と立ち向かい、多くの命を守った人たちがいました。

石垣市教育委員会ホームページの「八重山近・現代史略年表」戦前篇 1944年に、「11月 川平の婦女子・老人に宮崎県への疎開命令下るが、数日後、疎開先が石垣島の崎枝に変更となる」という記述があります。これは、石垣島に配備された海軍警備隊の井上勝太郎大尉らが、青壮年男子を除く川平の全住民に宮崎県への集団疎開を命じたものの、数日後行先を崎枝に変えたというものです。疎開命令の目的は、先の行に続く「12月 海軍石垣島警備隊、川平湾と宮良湾などに水上特攻艇『震洋』配備開始」の記述から明らかのように、川平湾に造る「震洋」基地の機密を保持するためでした。

当時、東シナ海にも米軍潜水艦が出没して輸送船を襲うようになり、同年8月22日には、那覇から長崎に向かう学童疎開船対馬丸が魚雷攻撃を受けて1480余名が犠牲になる悲劇も起きていました。また、日本海軍の連合艦隊は、10月のレイテ沖海戦でほぼ消滅し、近海の防衛も無いに等しい状態でした。この状況で、八重山から遠く離れた九州に向かうのは、死を覚悟すべきことでした。

この無謀な計画をやめてもらおうと、川平部落会の会長だった喜舎場兼美さんと部落の幹部たちは、石垣町長、八重山支庁長、県会議員の協力を得て、いっしょに軍に行き変更を陳情しました。はじめは、「天皇陛下の命により川平を疎開させる」の一点張りで、頑として応じなかった海軍警備

隊の井上乙彦大佐も、喜舎場会長をはじめとする八重山の地方幹部たちの必死の願いに、最後は宮崎疎開を撤回しました。代わりに命じられた崎枝への移転も後に取り消され、川平湾が見えないよう県道沿いに高い垣根をつくらされましたが、大部分の住民は川平に残ることができました。この喜舎場さんたちの勇気ある行動によって、住民と集落は救われ、世界の人たちを魅了する川平の祭祀、芸能、景観が、今日まで伝えられることになりました。

さらに詳しい経緯は、添付の2018年11月15日付八重山毎日新聞記事と、大田静男さんの名著「八重山の戦争」の該当ページのコピーをご覧ください。

軍事が国の専権事項とされ、地方自治の権利は認められていなかった時代に、どうしてこういうことが起こり得たのでしょうか？

それは、「専権事項」と言われても思考停止に陥らず、自分の頭でしっかり考える人たちがいたことと、「地方のことは地方住民が決める」という地方自治の権利が、あれこれの法律があって初めて成り立つようなものではなく、人間が本来備えている自然権（天賦の人権）だからではないでしょうか。

陸自ミサイル部隊の配備という島の未来に関わる大切な問題に直面している今、私たちに問われているのは、喜舎場さんたちの立場か、井上大佐たちに従う立場か、どちらを選ぶか、という選択なのだと感じます。

十一月十三日に平良警察署長、石垣町助役が川平部落を訪れ「川平部落の六十歳以上の老人婦女子、十五歳未満の者は全員宮崎県に疎開せよ」との軍命が下ったことを伝えた。「台湾ならまだしも、遠い宮崎とは」と住民は嘆き悲しんだ。

敵の潜水艦が出没し、輸送船団もたびたび撃沈されている危険な状態を知っているだけに沈痛な面持ちであった。

部落会長喜舎場兼美は「川平の疎開者の出発は二、三日以内らしい。輸送船団は崎枝湾に待機し石垣の街の馬車持ちたちは、疎開者の荷物運搬のために動員令も準備されているらしい」との情報に接した。

喜舎場は部落幹部三人とともに十六日、疎開の変更を求め軍へ陳情に行った。

最初は警察へ行き、さらに翁長町長、大外支庁長、大濱用立、柴田米三、両県議にも訴えたところ、宮崎への疎開は無理との理解を示し、四人とも軍への陳情に同行した。

喜舎場は宮崎から台湾への変更を訴えたが、海軍司令の井上大佐は「台湾はこれ以上疎開者を受け入れれないと言っている。必ず宮崎に行け。川平の人が途中で死のうが、宮崎に着いて寒さに凍えて死のうが、それは関係ない。死んで井上という者は血も涙もない人間だと恨まれても何とも思わん。自分は天皇陛下の命により川平を疎開させるんだ」と首を縦に振らず、頑として拒否した。

だが喜舎場部落会長、大外支庁長、翁長町長、柴田、大濱両県議の必死の願いに井上大佐は宮崎疎開を撤回した。しかし二日後の十八日に、今度は「川平部落民は全員崎枝に移転せよ」との命令を下した。

二十日には宮崎旅団長、大外支庁長、井上海軍大尉、翁長町長、宮良助役、宮良社会教育主事が部落内で講演を行い、住民の士気を鼓舞した。

海軍は部落内の立ち入り禁止区域を決定し、さらに県道の通行も十一月三十日までとし、十二月一日からは閉鎖すると通告した。県道が通れなくなると、浦田や越地道を通るほかなく、その道を通って家財道具などの荷物を運ぶことは不可能であった。

住民は県道が閉鎖されるまでに荷物を運搬するため、急きょ崎枝の原野に荷物入れ用の長屋を造り、夜を徹して家財道具を運んだ。

ところが十一月二十九日、沖繩から海軍参謀が部落を訪れ「崎枝の原野に川平部落が移転すれば敵の空襲目標となるので移転せんでもよい。そのかわり、トラックの上から又は馬に乗って通るときなどに、川平湾が見えないように完全に垣をすればよい」と移転命令を撤回し、そのうえ川平湾を垣根で囲むよう命令した。

翌日、老人から子供まで住民を総動員し、ヨーンの入口から川平観音堂まで、県道の湾側三キロを竹やクロツグ、雑木などを利用して垣根をつくり、軍の要求通り五日間で完成させた。

地域の戦争の教訓を語り継ぐと初めて行われた宮崎疎開事件を考える集い 11月13日夜、川平集落農村センター



川平住民の戦争語り継ぐ

宮崎疎開事件を考える集い

「11.13、刻もう」活動へ

1944年11月13日に川平集落の住民が日本軍に宮崎県への疎開を命じられた史実を語り継ぐと「宮崎疎開事件を考える集い」(同

実行委員会主催)が13日夜、川平農村集落センターで40人以上が参加して開かれた。仲本英克実行委員長が「地域で起きた過去の事件を「11.13」として刻もう」と、毎年、同日に関連した活動を実施することを提案。参加者の賛同を得た。

宮崎疎開事件は、太平洋戦争末期、川平の60歳以上の老人、婦女子、15歳未満全員が宮崎県への疎開を命じられたもの。当時の喜舎場兼美部落長ら有志数人による必死の陳情で疎開は取りやめとなったが、直後に崎枝への移転を命じられ、移動する道路沿いには高い垣をつくらされた。敵から隠れるためとされたが、川平湾に配備する特攻兵器「震洋艇」を住民から隠すためだったことが後で分かった。

集いでは参加者らが講話。事件を研究する郷土史家の大田静男さんは、疎開先を気候の似た台湾へ変えてほしいとする住民の陳情に、軍の井上彦彦大佐が「台湾ではこれ以上は受け入れられない」と説明したことについて、「当時は国が台湾疎開を進めていた。まったく根拠のないうそを強行しようとした」と指摘。崎枝への移動も「時間や行動範囲に制限が設けられた」と、住民を地域から排除するためだったと話した。

国民学校の頃に川平で戦争を経験した南風野節子さん(85)は、「母が新しくもんぺや防空頭巾を作ってくれ、大きな船に乗って宮崎に行けるとはしゃいでいたが、もし疎開して

いたら対馬丸のように海の藻屑とっていったかもしれない」と当時を振り返った。